

平成 25 年 11 月 15 日

各 位  
会 社 名 タ マ ホ ー ム 株 式 会 社  
住 所 東 京 都 港 区 高 輪 三 丁 目 2 2 番 9 号  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 玉 木 康 裕  
(コード番号：1419)  
問 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 総 務 本 部 本 部 長 江 崎 修 二 朗  
TEL. 03-6408-1200

### 連結子会社における不適切な取引等の判明とそれに伴う第三者委員会設置に関するお知らせ

当社連結子会社であるジャパンウッド株式会社に関し不適切な取引等が行われていることが判明したため、本日開催の臨時取締役会により、当社と利害関係のない弁護士4名で構成する「第三者委員会」を設置しましたのでお知らせいたします。

また、この不適切な取引等の判明に伴い、平成25年11月15日付け「連結子会社の代表取締役解任に関するお知らせ」で公表しましたとおり、ジャパンウッド株式会社の代表取締役を解任いたしました。

#### 1. 連結子会社における不適切な取引等の判明

当社連結子会社であるジャパンウッド株式会社（平成24年6月1日設立、本店所在地：東京都港区高輪3丁目19番26号、平成25年5月期売上高50億8700万円）は、太陽光システムの販売、設置を主たる業務としておりますが、売上計上手続き、代金回収等につき、不適切な処理を行ったことが確認されました。

なお、上記の不適切な取引等の金額等の詳細は今後の内部調査により判明次第あらためて開示いたします。

#### 2. 第三者委員会設置の趣旨

独立性を確保した調査委員会による厳正かつ徹底した調査を行うことで、株主、お取引先及びその他のステークホルダーの皆様に対する説明責任を果たすとともに、当社グループにおけるガバナンス体制の改善に資する提言をいただくことを目的とし、当社と利害関係のない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置することといたしました。

#### 3. 第三者委員会の目的

- ① ジャパンウッド株式会社における太陽光システムの販売、与信、提携その他これに関連する取引（以下「本件取引」といいます。）に係る事実認定
- ② 本件取引に係る法令違反または内規違反その他の不正行為があった場合、その背景、原

因および責任の所在の解明

- ③ ジャパンウッド株式会社における本件取引に係る内部管理体制に関する調査
- ④ 当社における本件取引に係るジャパンウッド株式会社の管理体制に関する調査
- ⑤ 本件取引に関して不正行為または内部管理体制もしくは子会社管理体制の不備があった場合、その再発防止に関する提言

なお、第三者委員会が、調査の過程において、その目的を追加または縮減すべきと合理的に判断するときは、目的が追加または縮減されることがあります。

#### 4. 第三者委員会の構成（敬称略）

委員長	中村 直人 (弁護士)	中村・角田・松本法律事務所
委員	松本 真輔 (弁護士)	中村・角田・松本法律事務所
委員	山田 和彦 (弁護士)	中村・角田・松本法律事務所
委員	後藤 晃輔 (弁護士)	中村・角田・松本法律事務所

第三者委員会の委員選定に関しましては、日本弁護士連合会による「企業不祥事における第三者委員会ガイドライン」に沿って選定を行っております。

#### 5. 調査のスケジュール

平成 25 年 11 月 15 日（本日） 第三者委員会設置

第三者委員会において厳正かつ徹底した調査の終了後、当社に対して報告書を提出する予定としております。今後の予定につきましては、判明次第、速やかに開示いたします。

#### 6. 当社の対応について

当社は、第三者委員会による調査に対して全面的に協力してまいります。また、第三者委員会による調査の結果明らかになった事実関係等につきましては、速やかに開示し、その提言については真摯に検討し、当社経営に反映させる所存であります。

また、本日現在において当社が既に提出・開示済の有価証券報告書等の縦覧書類に関し、訂正の是非につきましては定かではございませんが、今後、当社会計監査人の監査を通じて、既に提出・開示済みの有価証券報告書等の縦覧書類につき、訂正の是非を検討し、訂正が必要な場合は、内容が確定し次第、速やかに開示することを予定しております。

以 上